

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年1月7日(木) 16時00分～19時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、田村管理官補佐、本多主任安全審査官、真田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料技術開発センター

品質保証課 技術主幹 他16名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和2年11月20日付けで申請のあった核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質使用変更許可申請について、令和2年12月7日の面談での原子力規制庁からの指摘事項に対して資料に基づき説明を受けた。

(2) 原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

○プルトニウム燃料第二開発室の設備の解体撤去について、汚染除去後に汚染が検出された設備の解体撤去方法の記載がないことから、記載を検討すること。

○解体撤去に伴う廃棄物発生量をドラム缶換算しているが、換算したドラム缶の容量について記載がないことから、記載を検討すること。

○高レベル放射性物質研究施設について、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈第三条で求める放射線業務従事者の線量評価の記載がないことから、記載を検討すること。また、同施設の管理区域境界の線量を1.2mSv/3ヶ月と評価しているが、この線量評価値の根拠を示すこと。

(3) 原子力機構から、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. 提出資料

・1F 燃料デブリの法令上の定義について

- ・1F 燃料デブリの使用変更許可申請書上の位置づけについて
- ・プルトニウム燃料第三開発室 使用変更許可申請書コメントへの回答